

○山形県警察の表彰に関する訓令

平成8年12月10日

本部訓令第12号

改正 平成12年11月7日本部訓令第15号

平成14年4月1日本部訓令第9号

平成15年11月26日本部訓令第21号

平成16年3月19日本部訓令第13号

平成19年2月6日本部訓令第4号

平成20年2月15日本部訓令第4号

平成20年3月25日本部訓令第11号

平成23年10月11日本部訓令第9号

平成25年6月24日本部訓令第11号

注 平成25年6月から改正経過を注記した。

山形県警察の表彰に関する訓令（昭和44年3月本部訓令第3号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）に定めるもののほか、警察本部長（以下「本部長」という。）及び所属長が行う表彰について、必要な事項を定めることを目的とする。

（本部長表彰の種類）

第2条 本部長が行う表彰は、次のとおりとする。

- (1) 警察功績章
- (2) 賞詞
- (3) 賞状
- (4) 賞誉
- (5) 感謝状
- (6) 賞

（殉職者特別賞じゆつ金支給対象行為に係る職員等に対する表彰）

第2条の2 本部長は、山形県警察職員の賞じゆつに関する条例（昭和42年7月県条例第31号。次項において「条例」という。）第5条第1項に規定する殉職者特別賞じゆつ金の支給対象行為に係る職員に対して、警察功績章を授与する。

2 本部長は、条例第2条に規定する賞じゆつ金の支給対象行為に係る職員に対して、警察

功績章又は賞詞を授与する。

- 3 第1項又は第2項の規定による警察功績章又は賞詞の授与に当たっては、第3条第1項から第3項までの規定及び第7条第1項の規定は、適用しない。

(退職警察職員に対する表彰)

第3条 本部長は、勤務成績が優秀で特に顕著な功労があり、かつ、次の各号のいずれかに該当する職員が退職するときは、警察功績章を授与する。ただし、過去に警察功績章以上の表彰を授与された者は除くものとする。

- (1) 警視の階級にある警察官で、勤続30年以上の者
- (2) 山形県警察における職の格付に関する訓令（平成14年3月本部訓令第3号）別表第2の参事官相当職の欄から次長相当職の欄までに掲げる職にある一般職員で、勤続30年以上の者
- (3) 前各号に掲げる職員以外の職員で、勤続30年以上であり、かつ、次のいずれかに該当する者

ア 警察庁長官賞詞を授与された者

イ 優秀職員表彰として東北管区警察局長賞詞を授与された者

ウ 優秀警察職員として本部長賞詞を授与された者

- 2 本部長は、勤務成績が優秀で多大の功労があり、かつ、次の各号のいずれかに該当する職員が退職するときは、賞詞を授与する。

- (1) 警察庁長官又は東北管区警察局長から警察功績章以上の表彰を授与された者
- (2) 勤続20年以上の者
- (3) 公務上の災害で死亡又は勤続不可能となった者
- (4) 勤続5年以上の者で死亡したもの

- 3 本部長は、勤務成績が優秀であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する職員が退職するときは、賞誉を授与する。

- (1) 勤続10年以上の者
- (2) 勤続5年未満の者で死亡したもの

- 4 前各項に定める表彰は、過去1年以内に懲戒処分を受けた職員には授与しない。ただし、本部長が特に授与することが相当と認めた場合は、授与することができる。

(永年勤続警察職員に対する表彰)

第4条 本部長は、警察職員として永年勤続し、警察運営に功労があった者に対して、次の基準により賞詞又は賞誉を授与する。

(1) 勤続30年の者は賞詞

(2) 勤続20年の者は賞誉

(優秀警察職員に対する表彰)

第5条 本部長は、勤続25年以上の警部以下の階級にある警察官及びこれらに相当する一般職員で、長期間にわたり職務に勉励して多くの功労をあげ、他の模範と認められる者に対して、賞詞を授与する。ただし、かつてこの表彰を授与された者及び過去1年以内に懲戒処分を受けた者を除く。

(年間勤務成績優良警察職員に対する表彰)

第6条 本部長は、警部以下の階級にある警察官及びこれらに相当する一般職員で、年間の勤務成績が優良な者に対して、賞詞又は賞誉を授与する。ただし、過去1年以内に懲戒処分を受けた者を除く。

(事件検挙功労者等に対する表彰)

第7条 本部長は、次の各号のいずれかに該当する警察職員に対して、賞詞又は賞誉を授与する。

(1) 部署表彰に該当する事案において主要な活動をし、特に功労があった者

(2) 重要又は特異な犯罪の検挙について、特に功労があった者

(3) 鑑識活動等の専門能力を活用し犯罪の検挙等について、特に功労があった者

(4) 直接の危険をかえりみないで職務の執行にあたり、特に功労があった者

(5) 水火災、暴動その他の災害または変事に際して、特に功労があった者

(6) 人命救助活動について、特に功労があった者

(7) 少年補導及び犯罪の予防活動について、特に功労があった者

(8) 警備警察活動について、特に功労があった者

(9) 交通事故防止及び交通指導取締り活動について、特に功労があった者

(10) 警察広報活動について、特に功労があった者

(11) 警察の信頼を著しく高める善行又は公衆接遇があった者

(12) 警察活動を著しく能率化する創意工夫又は提案があった者

(13) 警察大学校等における研修(研修期間がおおむね1月以上のものに限る。)において、成績が優秀であった者

(14) 警察庁及び東北管区警察局が主催する各種競技会において、成績が優秀であった者

(15) 多年にわたり術科の指導者又は選手として県大会等に出場し、功労があった者

(16) その他、他の模範となる功労又は成績が特に優秀であった者

2 本部長は、次の各号のいずれかに該当する部署に対して、賞状又は賞誉を授与する。

- (1) 年間の業績が特に優秀と認められる場合
- (2) 社会的反響の大きい犯罪の検挙について、特に功労があった場合
- (3) 重要警備事案の鎮圧、検挙等について、特に功労があった場合
- (4) 水火災、暴動その他の災害又は変事に際して、特に功労があった場合
- (5) その他、他の模範となる功労があった場合

(成績優秀者等に対する表彰)

第8条 本部長は、次の各号のいずれかに該当する警察職員又は部署に対して、賞を授与する。

- (1) 警察本部が主催する各種術科大会その他の競技会等において成績が優秀であったもの
- (2) 職務質問による犯罪検挙活動において特に功労があったもの
- (3) 積極的な職務執行により犯罪被害の未然防止又は拡大防止に特に功労があったもの
- (4) その他本部長が必要と認めるもの

(全部改正〔平成25年本部訓令11号〕)

(駐在所等の配偶者に対する表彰)

第9条 本部長は、現に駐在所に勤務する警察官と共に駐在所に同居している当該警察官の配偶者に対して、次の基準により感謝状を授与する。

- (1) 通算10年以上駐在所に同居して警察活動に協力し、功労があった者
- (2) 前号の表彰を受けた者が、更に通算8年以上駐在所に同居して警察活動に協力し、功労があった者

(部外功労者に対する表彰)

第10条 本部長は、次の各号のいずれかに該当し、警察運営上顕著な功労があった者又は団体に対して、感謝状を授与する。

- (1) 防犯、交通安全等の関係団体の役員として、おおむね10年以上従事したもの
- (2) 犯罪鑑識等について警察から嘱託され、おおむね10年以上従事したもの
- (3) その他本部長が必要と認めるもの

(部外協力者に対する表彰)

第11条 本部長は、次の各号のいずれかに該当する警察部外の者又は団体に対して、感謝状を授与する。

- (1) 警察又は警察職員の要請に応じて協力し、功労があった場合

- (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査に積極的に協力し、功労があった場合
- (3) 現行犯人を逮捕し、又は被疑者の逮捕について積極的に協力し、功労があった場合
- (4) 人命を救助し、又は人命救助活動に積極的に協力し、功労があった場合
- (5) 水火災その他の災害又は変事に際して、積極的に警戒、防護に従事し、功労があった場合
- (6) その他本部長が必要と認める場合  
(表彰の上申)

第12条 所属長（本部の部長を除く。）は、第2条の2、第4条から第7条まで、第8条第2号から第4号まで及び第9条から前条までに規定する表彰に該当するものがあると認めるときは、本部長に上申しなければならない。

2 前項の規定による上申のうち次の各号に掲げる上申については、その種別に応じ、当該各号に定める表彰上申書により行うものとする。

- (1) 第2条の2に関する上申は、別記様式第1号により行う。
- (2) 第4条に関する上申は、別記様式第1号の2により行う。
- (3) 第5条に関する上申は、別記様式第2号により行う。
- (4) 第6条に関する上申は、別記様式第3号により行う。
- (5) 第7条に関する上申は、別記様式第4号により行う。
- (6) 第8条第2号から第4号までに関する上申は、別記様式第4号の2により行う。
- (7) 第9条に関する上申は、別記様式第5号により行う。
- (8) 第10条及び前条に関する上申は、別記様式第6号により行う。

（一部改正〔平成25年本部訓令11号〕）

（表彰審査委員会）

第13条 本部長は、表彰を決定するに際し、必要があると認めるときは、表彰審査委員会（以下「委員会」という。）の審査に付することができる。

2 委員会は、本部長を委員長とし、本部の部長及び委員長長の指名する者を委員として組織する。

（被上申者の事故）

第14条 所属長は、表彰上申後、被上申者に職員としてふさわしくない非行等があり、表彰することが適当でないと思われるときは、速やかに本部長に報告するものとする。

（所属長表彰）

第15条 所属長は、警察活動等に功労があったものに対して、表彰を行うことができる。

(所属長表彰の種類)

第16条 所属長が行う表彰は、次のとおりとする。

- (1) 部長賞
- (2) 学校長賞
- (3) 課(所・隊)長賞
- (4) 署長賞
- (5) 感謝状

2 部長賞は、部長が、所属又は所属以外の職員若しくは部署に対して授与するものとする。

3 学校長賞は、警察学校長が、所属又は所属以外の職員に対して授与するものとする。

4 課(所・隊)長賞・署長賞は、本部の課(所・隊)長、警察署長が、所属の職員に対して授与するものとする。

5 感謝状は、所属長が、警察部外の者又は団体に対して授与するものとする。

(表彰状の様式)

第17条 表彰状は、別記様式第7号のとおりとする。

(副賞)

第18条 本部長又は所属長が行う表彰には、次の表に掲げる基準により副賞を付与することができる。この場合において、特に必要があると認めるときは、副賞の金額を同表に掲げる金額の5倍の金額を限度として増額することができる。

表彰の種類別		金額	
本部長が行う表彰	賞詞	1件1人 3000円以内	
	賞状	1件1部署 5000円以内	
	賞誉	個人	1件1人 2000円以内
		部署	1件1部署 3000円以内
	感謝状	個人	1件1人 3000円以内
		部署	1件1部署 5000円以内
	賞	個人	1件1人 2000円以内
		部署	1件1部署 3000円以内
所属長が行う表彰	賞	個人	1件1人 1000円以内
		部署	1件1部署 2000円以内
	感謝状	個人	1件1人 2000円以内

	団体	1件1団体 3000円以内
--	----	---------------

(表彰記録簿)

第19条 所属長は、表彰記録簿（別記様式第8号）を備えつけ、所要事項を記載し、整理しなければならない。

(雑則)

第20条 この訓令に定めるもののほか、職員の表彰の取扱いに必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成9年1月1日から施行する。

附 則（平成25年6月24日本部訓令第11号）

この訓令は、平成25年7月1日から施行する。